

社会福祉法人大谷菩提樹会役員等の報酬の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大谷菩提樹会（以下「法人」という。）の役員等に対する報酬の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額等)

第2条 役員等に支給する報酬の額は、次の各号に定める職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 理事（専務理事を除く。）及び監事 日額 4,000 円
 - (2) 専務理事 月額 250,000 円
 - (3) 評議員 日額 4,000 円
 - (4) 法人の業務に関する諮問、調査等のために法人に附属して設置する機関の委員等 日額 4,000 円
- 2 日額の報酬は、会議への出席その他職務に従事した日をもって支給するものとする。
- 3 報酬を月額で定める者が、月の途中で就任し、又は退任した場合の当該月分として支給する報酬の額の算定は、職員の例による。
- 4 役員等のうち、社会福祉法人大谷菩提樹会給与規程の規定により給与が支給される者に対しては、この規程による報酬は、支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、次のとおりとする。

- (1) 日額の報酬は、職務の従事後に支給するものとする。
- (2) 月額の報酬は、職員の例により支給するものとする。

(支給方法)

第4条 この規程に定めるもののほか、役員等に対する報酬の支給方法は、職員の例による。

(委任)

第5条 この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前の役員等の報酬の支給については、なお従前の例による。
(社会福祉法人大谷菩提樹会役員等の報酬等に関する支給規程等の廃止)
- 3 次に掲げる規程は、廃止する。
 - (1) 社会福祉法人大谷菩提樹会役員等の報酬等に関する支給規程
 - (2) 社会福祉法人大谷菩提樹会理事・監事の日当・交通費の支給規程